

事例報告登録研修制度

(一社) 奈良県作業療法士会
教育部長 木納潤一

【事例報告登録研修制度立案に至る経緯】

2008年度の生涯教育制度改定に伴い、認定作業療法士取得要件や基礎研修のひとつとして、事例報告登録が必要となった。生涯教育制度の詳細は、各会員にて手帳等で確認されたい。(社)日本作業療法士協会の事例登録制度の目的は、「①事例報告の作成によって会員の作業療法実践の質的向上を図る」「②事例報告の分析によって作業療法成果の根拠資料を作成する」「③事例報告の提示によって作業療法実践の成果を内外に示していく」とされている。しかし、最近の事例登録となると敷居の高さを懸念する声も散見される。そこで、(一社)奈良県作業療法士会教育部としては、以下に記す意図を以って「事例報告登録研修制度」を立案した。

- 県士会員も大半が臨床経験の浅い若手の作業療法士であり、一人職場や指導できる上司がいない県士会員が居ることを踏まえて、臨床指導介入の一手段としたい。
- 士会間格差が問われる中で、県士会が本事例報告登録研修制度を行うことは卒後教育の一環としても重要。
- 作業療法士の専門性の確立・啓発のため、(一社)奈良県作業療法士会から一人でも多くの認定作業療法士を育成する。

【事例報告登録研修制度】

認定作業療法士取得要件である、事例報告登録制度への指導(現職者共通研修 10、事例報告を含む)として、その事例報告における事例への初期介入から発表・登録までを指導・フォローアップすることを目的とする。

【方法】

- 基本は事例報告制度に基づく書式・同意書を用いて行う。
- 県士会ホームページの教育部メールフォームを利用し、教育部担当者が仲介となり、指導者と事例報告希望者は匿名にてファイルの交換を行う。
- 作業療法介入初期からの介入も可能とし、初期評価、中間評価、最終評価、事例報告(パワーポイント作成含む)の最低限必要なファイルの交換を行う研修を必須条件とする。

【申し込みフォーム記載事項】

- 登録方法：(一社)奈良県作業療法士会のホームページの『事例報告登録研修制度 申込フォーム』より、下記登録内容を明記し送信する。
- 登録内容：希望者氏名、会員番号、臨床経験年数、所属施設名、連絡先(TEL 連絡先、PC アドレス)、指導を希望する内容、フォローアップの希望有無。
- 受付後：メールフォームへの記載には制限があるため、参加登録後、教育部より必要な情報について送信し、返信して頂く。